

【保安手帳・従事者手帳再交付申請要領】

R3.4.1 改定

1 申請対象《有効手帳》

- ① 手帳をなくしたとき（紛失、盗難、焼失等）
- ② 記載事項が著しく汚損していて読み取り不可能な手帳

注意 再交付は、最初に手帳交付をした協会のみで手続きが出来ます。

当協会での手続きが出来るのは、岩手県火薬類保安協会に交付した手帳のみ（手帳番号 03 から始まる番号）です。他県交付の手帳に関しては、交付した保安協会にお問い合わせください。

2 提出書類

- ① 再交付申請書 … 記入漏れ、押印漏れのないようご注意ください

注意 申請書内の2ヶ所の押印漏れがある場合、手帳交付ができませんので、個人申請以外の方は必ず所属事業所の印をもらってください。（作業所、工事事務所等の勤務地ではなく、所属会社となります）

- ② 証明書用顔写真2枚 … パスポートサイズ縦4.5cm×横3.5cm
(デジタル写真は写真用光沢紙に限る、コピーしたものは不可)
提出前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景のもの
裏面に「撮影日・氏名・生年月日」を記入、内1枚を申請書に貼付

- ③ 免状・発破技士免許証の写し

- ・保安手帳の方 … 保安責任者免状の写し(再交付等により裏面記載がある場合は両面)
- ・従事者手帳(青)の方 … 発破技士免許証の写し(両面)

- ④ 郵便払込済受領証の写し … 会員料金で支払う場合、おなまえの前に会社名もご記入ください
(個人名だけだと、会員確認ができないため)

- ⑤ 返信用封筒(定型封筒) … 返信先「郵便番号・住所・氏名」を記入し、冊数に応じた切手を貼付
(同一宛先に複数の手帳をまとめて送る場合郵便料金が異なります)
・手帳 1冊 切手 414円分(簡易書留料金含む)
・手帳 2~3冊 切手 460円分(簡易書留料金含む)

3 再交付手数料

会 員	6,600円(税込)	非会員	10,000円(税込)
お支払いは、下記の口座に払込ください。			

注意 会員とは、岩手県火薬類保安協会に会員登録されている事業所にお勤めの方です。

お勤め先が会員登録されているか不明な場合、お勤め先または当協会にお問い合わせください。

4 提出先・払込先

〒020-0873 盛岡市松尾町 17-9

一般社団法人 イワテケンカヤクルイホアンキョウカイ 岩手県火薬類保安協会

TEL019-651-9826 FAX019-651-0180

郵便振替口座番号 02350-9-484

ゆうちょ銀行 二三九店(当座) 0000484

※ 郵送で提出の場合は簡易書留で送付願います。